

第2回帯広市国民保護協議会

会議概要

会議名	第2回帯広市国民保護協議会
開催日時	平成18年11月13日
開催場所	帯広市役所 10階 第6会議室
出席者等	会長 帯広市長 委員 27名中23名出席（4名欠席）
会議議題	(1) 帯広市国民保護計画（素案）について (2) その他

会議内容

司会者（総務部長）	<p style="text-align: center;">【開 会】</p> <p>皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございました。定刻となりましたので、ただ今から「第2回帯広市国民保護協議会」を開催したいと思います。</p> <p>私は、協議会の議事に入るまでの進行をさせていただきます帯広市総務部長の佐藤でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、帯広市国民保護協議会の会長となっております砂川市長から、ご挨拶申し上げます。</p>
会長（市長）	<p style="text-align: center;">【開会挨拶】</p> <p>本日は、大変お忙しい中「帯広市国民保護協議会」にご出席いただき、御礼申し上げます。</p> <p>また皆様には日頃から防災行政を始め市政全般にわたりご協力をいただき、この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は、第2回目の協議会でありまして、国民保護法に基づく国民保護計画の素案につきまして、ご検討をいただくことを予定しているところでございます。</p> <p>この素案につきましては、本年9月の第1回協議会でご審議いただきました「帯広市国民保護計画作成の基本的な考え方」などに基つきまして、作業を進めてきたところでございます。</p> <p>国民保護計画につきましては、基本的には北海道が作成いたしました「北海道市町村モデル計画」をベースにして検討を行っているところでございます。</p> <p>委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、今後、更に市民の皆様のご意見を踏まえ、計画案をまとめていきたいと考えております。</p> <p>各委員のご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。</p>

<p>司会者（総務部長）</p>	<p>それでは、今後の議事進行につきましては、協議会会長であります砂川市長にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【議 事】</p> <p style="text-align: center;">〔北海道国民保護計画（素案）について〕</p>
<p>会長（市長）</p>	<p>それでは、本日の議事に移らせていただきます。</p> <p>本日の議事につきましてはお手元の資料にもございますとおり「帯広市国民保護計画（素案）について」でございます。この素案は中身が長大になっておりますので、いくつか分割した上で章ごとに説明させていただきたいと思っております。</p> <p>始めに計画の素案「第1編総論」及び「第2編平素からの備えや予防」について、一括、事務局から説明させたいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、私、総務部庶務課長の原から説明申し上げたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>まず、配付資料についてご確認させていただきます。お手元に資料1～3をそれぞれ配付していると思っておりますが、本日の説明につきましては、資料1の「帯広市国民保護計画（素案）について」に基づいてご説明していきたいと思っております。構成としましては、各章ごとに資料を揃えております。また、標題のカッコ内に記載されておりますページ等につきましては、素案の該当箇所を記載しております。説明の際には、資料右下に記載されているページ番号により説明させていただきます。</p> <p>それから資料2につきましては、帯広市国民保護計画（素案）の本体でございます。資料3が素案の概要版でございますので、それらをご覧になりながら説明させていただきたいと思っておりますので、ご確認いただければと思います。それと合わせまして、これから説明する中で実施主体の関係で、場合によっては帯広市を市、或いは市長、市長等という言い方をすることがあります。それについて、若干ご説明しておきたいと思っております。帯広市を市という場合につきましては、地方公共団体としての市を表しております。市長につきましては、市の機関としての市長ということで、ご説明していきたいと思っております。併せて市長等につきましては市長及びその他の執行機関例えば上水道公営企業、教育委員会これらを網羅して市長等という説明をしていきたいと思っておりますので、予めご承知ください。</p> <p>それでは早速、計画の説明に入ってまいりたいと思っております。この計画の全体の構成につきましては、前回の協議会で示した方針に基づきまして、北海道の方から示されました市町村国民保護モデル計画と基本指針及び北海道国民保護計画などをベースにしまして、5つの編で構成しております。</p>

事務局	<p style="text-align: center;">《第1篇 総論》</p> <p>第1編総論では、帯広市の責務、計画の位置づけ、基本方針、市の事務、市の特性、事態想定など市の国民保護計画に関しまして基本的事項について記載しております。内容につきましては、第1章から第5章でそれぞれ構成しております。</p> <p>それではまず第1章の「帯広市の責務、計画の位置づけ、構成等」について素案の1～2ページになります。この章では、市の責務及び帯広市国民保護計画の位置づけ、構成などを記載しております。その計画の位置づけでございますが、国民保護計画は、国民保護法第35条第1項の規定によりまして、国の基本指針に基づきまして作成する計画でございます。このことから市の国民保護計画では市が自ら行う国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することと、市の区域内で関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することの2点を市の責務としております。このため市の国民保護計画は国民保護法第35条第2項に基づき計画に掲げる事項を記載しております。その事項については、6項目記載しております。</p> <p>次に資料の2ページになりますが、計画の構成についてでございます。第1編の「総論」につきましては、今ご説明したとおりでございます。第2編「平素からの備えや予防」は、武力攻撃事態等に備え、平素からの体制や備蓄、訓練、啓発などについて記載しております。第3編の「武力攻撃事態等への対処」、は実際に武力攻撃が発生した際の市の対処法を記載しております。第4編の「復旧等」では、応急の復旧及び事態終息後の復旧について記載しております。第5編の緊急処理事態への対処は、大規模テロなど緊急処理事態が発生した場合の市の対処について、武力攻撃事態等への対処を基本的に準用することを記載しております。</p> <p>続きまして、第2章「国民保護措置に関する基本指針」についてでございます。この章では、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たりまして、特に留意すべき事項につきまして、国民保護措置に関する基本方針として定めております。まず「基本的人権の尊重」、でございますが、武力攻撃事態等においても、日本国憲法の保障する基本的人権が尊重されなければならないことは、当然のことでありまして、ここでは、そうしたことを確認的に規定しております。2番目の「国民の権利利益の迅速な救済」についてでございますが、市としては、国民保護措置の実施に伴う損失の補償、あるいは国民保護措置に関する不服申し立て、その他国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めることとしておりこの点を明示しております。このほか「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重」、「国民に対する情報提供」、「高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施」、「国民保護措置に従事する者等の安全の確保」、「関係機関相互の連携協力の確保」、「国民の協力」など、いずれも欠かすことのできないものばかりでありまして、市としては、国民保護措置の実施にあたって、これらの基本方針に反することのないよう十分に留意してまいりたいと考えております。</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>次に資料の4ページになりますが、第3章「市の事務及び業務の大綱等」についてでございます。武力攻撃事態等においては、国、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法第3条によりまして、それぞれ国民保護措置を実施する責務を有しており、また、これら関係機関が相互に連携協力し、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するよう万全を期さなければならないこととなっております。このことから、この章では「国民の保護に関する措置の仕組み」、「市の事務」、「関係機関」を記載しております。最初にある「国民の保護に関する措置の仕組み」では、武力攻撃事態等において、国、道、市、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国民保護措置を実施することをイメージ図により表現しております。例えば、避難におきましては、国が避難措置の指示を道に対し行い、道は市を經由して住民に対し避難を行うよう指示することとなっております。</p> <p>次にある市の事務につきましては、先ほども説明したとおり、国民保護法第3条に規定している市の事務を入念的に記載しております。また、関係機関につきましては、国民保護措置を実施する上で、連携協力が重要となりますことから、国、道、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等を記載しております。</p> <p>続きまして、資料の5ページになりますが、第4章市の地理的、社会的特徴についてでございます。国民保護計画を実効性のあるものとするには、市の地理的、社会的特徴を踏まえた計画を作成する必要があると考えております。このことから、この章では、国民保護措置を実施するに当たりまして、特に留意が必要な地理的、社会的特徴を記載しております。地理的特徴としましては「十勝平野の中心に位置し市域の6割が平地であること」「積雪寒冷地であること」また、社会的特徴といたしましては「少子高齢化が進んでいること」「自動車中心の交通網が形成されていること」などを記載しております。</p> <p>続きまして、資料の6ページになります。第5章市国民保護計画が対象とする事態についてでございますが、この章では、基本指針に基づきまして武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として想定しております、その特徴等をそれぞれ資料等に記述しております。</p> <p>1番目の武力攻撃事態では、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、この4類型を対象として想定しております。</p> <p>2番目の緊急対処事態では、原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破など、危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、ターミナル駅や列車の爆破など、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、炭疽菌やサリンの大量散布など、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、そして、航空機による自爆テロなど、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態、この4類型を対象として想定しております。</p> <p>以上が第1編の説明でございます。</p>
------------	--

事務局	<p style="text-align: center;">《第2編 平素からの備えや予防》</p> <p>続きます、第2編平素からの備えや予防でございます。第2編の構成は、1章から4章までとしております。第1章では、組織・体制の整備等、第2章では避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素の備え、第3章では物資及び資材の備蓄、整備、第4章では国民保護に関する啓発としております。</p> <p>それでは、資料7ページ、第1章組織・体制の整備等、第1の市における組織及び体制の整備についてでございます。国民保護法第41条において、市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な組織及び体制の整備を図るとともに、職員の配置及びサービスの基準等を定めなければならないとしておりまして、市の計画においてもモデル計画同様、1市の各部局室における平素の業務、2市職員の参集基準等、3消防機関の体制、4国民の権利利益の救済に係る手続等について記載しております。「市の各部局室における平素の業務」では、市の各部局室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとしたほか、市教育委員会も併せて記載し、各機関の役割について明確にしているところでございます。「市職員の参集基準等」につきましては、市は、初動対応に万全を期しまして、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、災害対応の体制を活用した24時間即応体制を確立するとともに、事態の状況に応じた初動体制、例えば災害の兆候や事態等の発生後、国の事態認定までは2段階レベル、事態認定後、は3段階レベルの体制を整え、それぞれの体制での職員の参集基準所掌事務等を記載しております。これにつきましては資料の8ページに記載しております。次に3「消防機関の体制」につきましては、消防本部、消防署の初動体制を整備し参集基準を定めるとともに、市と緊密な連携を図り一体的な国民保護措置が実施できる体制整備を記載しております。次に4「国民の権利利益の救済に係る手続等」につきましては、市は国民保護措置の実施に伴う損失補償、例えば土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、損失が生じた場合の補償や要請を受けまして国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死傷したときの損害の補償など国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するための総合的な窓口の開設について記載しているところでございます。</p> <p>続きます、第2の関係機関との連携体制の整備についてでございます。国民保護措置を実施するに当たりましては、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関が相互に連携協力することが必要不可欠でありますため、関係機関との連携体制の整備のあり方につきまして記載しております。まず、基本的な考え方についてでございますが、1つ目といたしましては、防災のための連携体制の活用、2つ目といたしまして関係機関の計画との整合性の確保、3つ目といたしまして意見交換の場を設けるなどによる関係機関相互の意思疎通を図ることとしております。その他、道との連携、近隣市町村との連携、指定公共機関等との連携、これらについて列挙しております。5番目のボランティア団体等に対する支援につきましては、武力攻撃事態等が発生した場合、消火、救助、救援等を行う自主防災組織や日本赤十</p>
-----	--

事務局	<p>字社などのボランティア関係団体等の役割が非常に大きく、市といたしましては、道と連携し、研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進するとともに、ボランティア団体の活動環境の整備を図ることとしております。</p> <p>次に第3の通信の確保についてでございます。武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、情報通信手段の確保が重要になりますことから、1番目として非常通信体制の整備では、関係省庁や電気通信事業者等で構成されました北海道非常通信協議会との連携に配慮することとしております。2番目の非常通信体制の確保では、情報伝達ルートの多ルート化、非常電源の確保、自然災害時の通信の効果的な活用を行うことなどとしております。</p> <p>次に第4の情報収集・提供等の体制整備についてでございます。1番目の基本的な考え方といたしまして、市は武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し、又は整理し、関係機関及び住民に対し、適時かつ適切に情報提供を実施するための体制を整備することとしております。こうした基本的な考え方のもと、2番目として警報の伝達に必要な準備では、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくこととしておりまして、特に高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮することとしております。3番目の安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備では、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し、及び提供することができるよう、道と同様、担当をあらかじめ定めて必要な研修等を行うとともに、安否情報の収集に協力を求める可能性がある関係機関をあらかじめ把握することとしております。4番目の被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備では、被災情報の収集、整理及び報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当を定めるなど必要な体制整備を図ることとしております。</p> <p>次に第5の研修及び訓練についてでございます。市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有しておりますことから、この章では、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。そのため市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定めているところでございます。1番目の研修についてでございますが、市長等は、国の機関における研修を有効活用するなど広く職員の研修機会を確保し、また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を実施することとしております。なお、職員等の研修の実施に当たりましては、外部有識者等を積極的に活用することとしております。</p> <p>2番目の訓練についてでございますが、市長等は、近隣市町村、道、国及び関係機関と共同するなどしまして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ることとしております。また、訓練の実施に当たりましては、防災訓練との有機的な連携、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応、住民の幅広い参加等の呼びかけ、訓練の普及、啓発に努めるとともに、その他訓練の形態及びその項目を記載してあります。</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>次に第2章避難、救援及び武力攻撃への対処に関する平素からの備えでございます。この章では避難、救援及び武力攻撃への対処に関する平素からの備えに必要な事項について定めております。まず、避難に関する基本的事項についてでございます。市長は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備することとしております。2番目の市は、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンを予め作成することとしております。3番目の救援に関する基本的事項につきましては、市が行う救援の活動内容や道との役割分担等について調整することとしております。4番目の運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等についてでございますが、市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めることとしております。5番目として避難施設の指定への協力についてですが、市は、道が行う避難施設の指定に、必要な情報を提供するなど道に協力することとしています。6番目の生活関連等施設の把握等についてでございます。市長はその区域内に所在する生活関連施設等について、道を通じて把握するとともに、道との連絡態勢を整備することとしております。</p> <p>続きまして、第3章の物資及び資材の備蓄、整備についてでございます。ここでは、市が備蓄する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材等について、定めております。1番目の市における備蓄についてですが、市は、防災のための備蓄と相互に兼ねることができなものについては、地域防災計画で定められている品目や基準等を踏まえ、備蓄し又は調達体制を整備することとしております。また、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服等の資機材及び安定ヨウ素剤等の特殊な薬品等につきましては、国や道の整備の状況も踏まえ、道と連携しつつ対応することとしております。2番目の市が管理する施設及び設備の整備及び点検等についてでございますが、市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し又は点検することとしております。</p> <p>続きまして第4章の国民保護に関する啓発でございます。武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があります。このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じて説明を行うことが重要であります。ここでは、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定めております。1番目の国民保護措置に関する啓発についてでございますが、市は国及び道と連携し、住民に対し様々な媒体を活用して、国民保護の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施することとしております。2番目の武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発についてでございますが、市は、住民が武力攻撃災害の兆候を発見した場合や不審物等が発見した場合等の通報について、啓発資料等を活用して住民への周知を図ることとしております。</p> <p>以上で第1編と第2編の説明を終わります。</p>
------------	--

会長（市長）	<p>以上、資料の1ページから17ページについて説明させました。</p> <p>国民保護につきましては、新しい取り組みでもございますので、28ページというところを、15ページの資料で説明させていただいておりますので、いささか長くなっておりますが、丁寧に説明させていただいたところがございます。ご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p>
委員	<p style="text-align: center;">（質問）</p> <p>6ページ（第1編第4章）市の地理的、社会的特徴に関する記述が少ないのではないかと。これだけの情報で本当に市民を守れるとは思わない。もう少し具体的な、細かいところまでの情報の記述はできないのか？記述できないのであれば、事務局だけでも把握する情報があるのではないかと。</p>
事務局	<p>意見をふまえてどのように反映すべきか、すべきでないのかを検証していきたいと考えております。</p>
委員	<p>文章のあり方や表現方法が国民を守る計画として、不適切な箇所があるのではないかと。</p> <p>14ページ（第2編第1章4の（2）国民の権利利益に関する文書の保存）は何を、何処に、どのように保存するのか？</p>
事務局	<p>不適切な表現等は道との協議をして修正していきたいと思っております。</p> <p>どのような書類や資料を、どこの場所に保存しておくというのはまだ決まっておりません。北海道等から情報を得て、整理をして決めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>21ページ（第2編第1章第4の3（1））【被災情報の報告様式】は誰が記入し、どこへ報告するのか？また市町村名を書くことになっているが、帯広市と書くのか？</p>
事務局	<p>報告先は北海道を通して国に報告する。誰が記入するかというと、市の本部の機能の中で窓口を担当する役割の部署が記入することになってくると考えております。様式の内容に関しましても、道との協議を通して精査していきたいと考えております。</p>
会長（市長）	<p>大変貴重なご意見ありがとうございました。ただ今のご意見につきましては、十分配慮してまいりたいと思っております。有難うございます。</p> <p>また説明が順次続きまして、折を見てご意見、ご質問をいただく時間もございましたので、先に進めさせていただきたいと思っております。</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>続きまして計画の素案の「第3編武力攻撃事態等への対処」につきまして、事務局から説明させますが、第3編につきましては、説明項目が多いところがございますので、第1章から第6章までと、第7章から第11章までの2つに分けて説明を行いたいと思います。まず、前半の第1章から第6章まで事務局から説明させます</p>
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">《第3編「武力攻撃事態等への対処」》</p> <p>それでは、第3編の武力攻撃事態等への対処について、まず第1章から第6章まで説明していきます。第3編の構成につきましては、砂川会長からも話があったとおり11章で構成されております。それではまず、第1章の初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置、第2章の市対策本部の設置等について、併せて説明させていただきます。資料では、市の初動体制を事態の段階に応じて整備しておき、政府で対処基本方針を定め、市国民保護対策本部が設置されるまでの状況を記載しております。市の計画におきましては、第1章で初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置及び第2章の市対策本部の設置等で整理しております。</p> <p>第1章では多数の死傷者の発生や、建造物が破壊されるなど、具体的な被害が発生し、その原因として武力攻撃等が疑われる場合には、政府が武力攻撃事態として認定する前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、市として適切な措置をとる必要があることから、市といたしましては、緊急事態連絡室を設置し、関係機関と連携して対応に当たることを記載しております。第2章では、政府による事態認定があり、道を通じて市に対して対策本部を設置するよう通知があったときは、市長は、直ちに市対策本部を設置することとなりますが、その場合の手順、市対策本部の組織、機構等について記載しております。</p> <p>続きまして第3章の関係機関相互の連携について、ご説明いたします。この章では、市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、道や指定地方公共機関などに対して、国民保護措置の実施を要請する他、道や他の市町村など関係機関との間で、職員の派遣や応援を行うなど相互に連携・協力することを記載しております。また、ボランティア団体等への支援を行うとともに、安全確保に十分配慮した上で、住民に対し、避難誘導等、必要な援助を要請することを記載しております。</p> <p>次に第4章第1の警報の伝達等についてでございます。資料では、国から発令された警報が住民等に伝達されるまでの経路を記載しております。市の計画におきましては、第4章第1警報の伝達等で整理しております。市長が、国から道を通じ、警報を通知された場合には、あらかじめ定められた伝達方法で、速やかに住民及び関係のある団体に警報の内容を伝達することとしております。</p> <p>次に第4章第2の避難住民の誘導等についてでございます。資料の「1避難の指示の通知・伝達」では、道の避難指示により、住民及び関係団体に対して、避難指示を迅速かつ確実に通知いたします。資料の「2避難実施要領の策定」では、市長は、避難指示の通知により、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、関係機関の意見を聴き、迅速に避難実施要領を策定することとしております。資料の「3避</p>

事務局	<p>難住民の誘導」では、市長は、避難実施要領により職員、消防長、消防団長を指揮し、避難住民を誘導いたします。誘導にあたっては、高齢者、障害者等への配慮を行うとともに、状況により関係機関及び自主防災組織等に対し、避難誘導について協力要請を行う事などについて記載しております。資料の「4 事態想定ごとの避難の留意点」では、弾道ミサイルの場合につきましては、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要でございまして、当初は、近くの堅ろうな施設や地下施設への避難を指示することとしております。ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、国の避難措置の指示に基づき、早急に避難の指示を行い、要避難地域からの避難を迅速に行いますが、国の指示を待ついとまがない場合は、市長は、退避の指示や警戒区域の設定などの措置を行い、危険な地域への一般住民の立入りの禁止を徹底することとしております。着上陸侵攻の場合につきましては、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になりますことから、国全体としての調整が必要となるため、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応することとしております。</p> <p>続きまして第5章の救援についてでございます。この章では、市長は知事から事務委任の通知があった場合は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産、を保護するために救援に関する措置について実施する必要があることから救援の内容について定めております。救援の実施につきましては、市長は知事から事務委任の通知があったときは、避難住民等に対し、関係機関の協力を得て必要な措置を実施することとしております。関係機関等との連携につきましては、救援に関する関係機関として、日本赤十字社、市町村長、医療関係者、ボランティア等でありまして、これら関係機関等は法令に基づき素案の53ページから55ページに記載されている内容について、自然災害時の災害救助と同様に救援を実施することとしております。なお、これらの内容につきましては、資料の21ページの①から⑩に記載されている事項でございます。</p> <p>次に第6章の安否情報の収集・提供についてでございます。安否情報の収集及び提供を行うに当たりましては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとしておりまして、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項をこの章で定めております。1番目の安否情報の収集についてですが、開設した避難所において行われる安否情報の収集が中心となるほか、市長等が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会など、安否情報の収集を行うこととしております。2番目の道に対する報告でございますが、定められた様式により、電子メールで報告することとなっております。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合については、口頭や電話などで報告することとしております。3番目の安否情報の照会に対する回答でございますが、市は、安否情報の照会窓口等について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知し、住民からの安否情報の照会を受付けることとしております。また、安否情報を回答する場合は、照会に係る者の同意に基づき回答することとしております。</p> <p>以上で第3編第1章から第6章までの説明を終わります。</p>
-----	--

会長（市長）	<p>ただいま第1章から第6章までを説明させていただきましたが、ご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（質問）</p>
委員	サイレンだけで有事発生を市民に周知できるのか？他にも方法を考えたほうがよいのではないか？
事務局	サイレンに限らず、市の広報車や、警察の広報車など含めてあらゆる手段を講じて住民の皆さんの安全を確保する広報をしていくのが大原則だと考えております。分かりにくいようであれば、記載の方法について精査していきたいと思えます。
委員	平日の住宅街では高齢者や女性ばかりで、リーダーとなるような人がいないので避難や情報伝達に不安を感じるがどのように対処していくのか？
事務局	大きな課題であると思えます。地域差や時間帯による差があるのは、十分把握しているところではあります。どういう伝達方法や避難方法がよいのか、自然災害時も含め研究していきたいと思えます。
委員	<p>救援などの計画をたてる際に、気象条件（特に冬季間）をもっと考慮に入れる必要があるのではないか？</p> <p>26ページ（第2編第3章1の（2））の化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとなっているが、市として備蓄や調達の手配は予定はないのか？</p> <p>49ページ（第3編第4章第2の4）の事態想定ごとの避難の留意点は道のモデル計画だと4つに分かれていて、NBC攻撃の場合が抜けているが何故なのか？</p>
事務局	<p>気象条件については、国民保護計画の点からだけでなく防災計画の点からも考慮に入れ、充実させていかなければならないと考えております。</p> <p>市として必要かどうかの判断もしていかなければなりません、国や道の動向・状況によります。現段階（計画作成段階）での備蓄・調達は考えておりません。</p> <p>NBC攻撃についての記載は、国や道、消防庁との関連や整合性を考え作成していきたいと思えます。</p>
委員	計画に書かれている内容は現実的でない、無理な内容や不可能な内容が多く、矛盾しているところが多いように思われるが、この計画の目的、考え方を整理していただきたい。

事務局	<p>確かにこの計画書で全てを網羅するのは難しいですが、武力攻撃事態等における基本的な対応や考え方や体制を示せればと考えております。</p>
委員	<p>37ページ（第3編第2章1の（7）の⑤）に「市教育委員会に対する措置の実施の求めの市の区域に係る国民保護措置を実施するための必要な限度において、必要な措置を講ずるように求める。」とあるが、これはどういう意味なのか？</p>
事務局	<p>国や道も各省庁や各部で作成している計画に反映する記述であると考えております。各部で計画を作成する際に実証される記述で、計画作成段階では具体的な措置に関して記述はできないと考えております。</p>
会長（市長）	<p>引き続き残りの第7章から第11章について、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>それでは引き続き、第7章の武力攻撃災害への対処について説明させていただきます。まず第7章第1の武力攻撃災害への対処についてでございます。まず1つ目の武力攻撃災害への対処についてでございますが、国や道等の関係機関と十分に協議し対応することとしております。</p> <p>次に第7章第2応急措置等の実施についてでございます。資料の表は、市長及び知事など関係機関の応急措置を一覧にまとめたものでございます。市長は、武力攻撃災害が発生した場合等において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、これらの応急措置を実施することができることを記載しており、具体的には、武力攻撃災害を拡大するおそれがある設備又は物件の除去、保安等の措置を所有者などに指示する事前措置の実施、緊急の必要がある場合に、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、樹木その他の物件を使用し、若しくは収用する応急公用負担等、その他警戒区域の設定など必要な事項について記載しております。</p> <p>次に第7章第3生活関連等施設における災害への対処等についてでございます。市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国、道その他の関係機関と連携した対処について定めております。生活関連等施設とは、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障や、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのある施設のこととございまして、ここに示しますように8種類が該当しております。市長は、市が管理する生活関連等施設について、安全確保に必要な措置を行うほか、消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の要求があった場合は、指導、助言など可能な限り必要な支援を行うこととしております。</p> <p>次に第7章第4、NBC攻撃による災害への対処についてでございます。資料ではNBC攻撃により汚染が生じた場合の対応を簡単に記載しております。NBC攻撃による災害への対処は、専門的な知見や特殊な装備を必要といたしますことから、市長は、国による基本的な方針を踏まえて所要の措置を行うことを基本としておりますが、被害の現場の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な応急措置を講ずることとしております。また、国及び道との連携の下、汚染範囲</p>

事務局	<p>の特定など汚染原因に応じた適切な措置を講じるとともに、汚染拡大の防止のため、汚染された飲食物その他の物件の移動の制限や汚染された建物、場所への立入り制限等国民保護法第108条の規定に基づく権限を行使することを記載しております。</p> <p>続きまして第8章の被災情報の収集及び報告についてでございますが、市は、被災情報を収集するとともに、道に報告することとされておりますことから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めております。</p> <p>次に第9章の保健衛生の確保その他の措置についてでございます。市の計画では、第9章の保健衛生の確保その他の措置で整理してありまして、避難所等の保健衛生の確保、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理などについて定めております。まず1番目の保健衛生の確保では、健康相談や感染症の予防、食中毒の防止等の措置を講ずることを記載しております。2番目として廃棄物の処理では、国が定める特例基準に基づく廃棄物処理の実施や、廃棄物処理体制の整備を行うこととしております。</p> <p>続いて第10章の国民生活の安定に関する措置についてでございます。武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、市は、道と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることなど、国民生活の安定に関する措置について記載しております。1番目として生活関連物資等の価格安定では、価格の高騰や買占め及び売り惜しみを防止するために必要な措置を講ずることとしております。2番目の避難住民等の生活安定等では、被災児童生徒等に対する学習機会の確保や教科書の供給、市税の徴収猶予及び減免等を行うこととしております。3番目の生活基盤等の確保では、市は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとしております。</p> <p>次に第11章の特殊標章等の交付及び管理についてでございます。市の計画では、第11章特殊標章等の交付及び管理で整理しており、これら標章等につきましては、武力攻撃事態等において、国民保護措置に従事する者等に交付し、及び使用させ、識別させることによりまして、敵対行為等から保護することを目的としております。市長等は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づきまして、必要に応じ、交付要綱を作成した上で、これら標章等の交付及び管理を行うこととしております。</p> <p>以上で第3編の説明を終わります。</p>
会長（市長）	<p>第3編武力攻撃事態等への対処の後半の部分を説明いたしました。</p> <p>第1章から第6章までの部分も含めまして第3編につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（特になし）</p>
会長（市長）	<p>よろしいでしょうか。それでは、先に進めさせていただきます。</p> <p>残りが第4編の復旧等と第5編緊急対処事態への対処でございます。これらにつきまして、事務局から一括説明させます。</p>

事務局	<p style="text-align: center;">《第4編「復旧等」》</p> <p>それでは第4編、第5編を引き続きご説明いたします。第4編の復旧等の構成につきましては、第1章で応急の復旧、第2章で武力攻撃災害の復旧、第3章で国民保護措置に要した費用の支弁等で構成しております。</p> <p>それではまず第1章の応急の復旧についてでございます。応急の復旧とは、武力攻撃災害により被災した施設や設備に一時的な補修などを行い、その機能を暫定的に回復させるために行う応急措置のことでございます。1番目に基本的な考え方ですが、市は、応急の復旧の基本的な考え方といたしまして、武力攻撃災害が発生した場合、安全を確認した上で、施設の緊急点検を実施し、応急の復旧に必要な措置を実施することとしております。ただし、自らの要員、資機材等により応急の復旧を的確かつ迅速に実施することができない場合には、道に対して支援を要請し、人員等の支援を受けた上で応急の復旧の措置を実施することを記載しております。2番目の公共的施設の応急の復旧では、市が管理するライフライン施設及び設備が被災した場合の応急の復旧のために必要な措置を講ずることとしております。</p> <p>続きまして第2章の武力攻撃災害の復旧についてでございます。武力攻撃災害の復旧は、武力攻撃事態が終息した後で、被災した施設を被害が生ずる前の状態に完全に復旧するため実施する事業でありまして、自然災害に係る災害復旧事業に相当するものでございます。また、復旧に係る財政上の措置につきましては、国で別に法律を定めることとなっております。復旧の基本的な考え方といたしまして、武力攻撃事態が終息した後、災害状況を調査し、国の財政の措置等についての関係法令を踏まえて災害復旧計画を作成した上で、当該計画に従って復旧を行うこととしており、武力攻撃災害の復旧に関しまして必要な事項を定めております。</p> <p>次に第3章の国民保護措置に要した費用の支弁等についてでございます。市が国民保護措置の実施に要した費用につきましては、原則として国が負担することとされております。この章では、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項についての基本的な考え方を記載しております。1番目として国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求でございますが、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に負担金を請求することとしております。2番目の損失補償実費弁償及び損害補償についてでございますが、国民保護法施行令に定める手続等に従い行うこととしております。損失補償は、国民保護法に基づき土地や建物の使用、物資の収容等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失を補償するものでございます。損害補償は、国民保護措置の実施について市が援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときに、補償するものでございます。3番目の総合調整及び指示に係る損失の補てんでございますが、損失を被った場合の補てんがないことを理由として、関係機関が当該措置の実施に躊躇することがないように、市は、道対策本部長の総合調整又は指示により損失を受けたときは、当該損失の補てんを行うことをここでは記載しております。</p>
-----	---

事務局	<p style="text-align: center;">《第5編「緊急処理事態への対処」》</p> <p>続きまして、最後に第5編の緊急処理事態への対処についてご説明いたします。国民保護法では、緊急処理事態及び緊急対処保護措置に関しまして、第172条から第182条で国、地方公共団体の責務や役割など、武力攻撃事態等の場合と同趣旨の規定を置くとともに、第183条で武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定を準用しております。この計画におきましても、お手元の資料に記載しているとおり、これまで説明してまいりました4類型を想定しております。市は緊急処理事態における警報の通知及び伝達を除きまして、緊急処理事態への対処につきましては、武力攻撃事態等への対応に準じて行うこととしております。</p> <p>以上で第4編、第5編の説明を終わります。</p>
会長（市長）	<p>以上第4編、第5編を説明させていただきました。いずれにしましても76ページという長い素案でございます。これで全ての説明を終わりましたので、全体を通じてご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
委員	<p>スケジュールの中に関係機関と調整中とあるが、具体的にどこの機関とどのような議論をしているのか、参考になるものがあれば教えてほしい。</p>
事務局	<p>関係機関との議論は今も継続中であり、今日の意見等を総合的に調整したいと考えておりますので、現段階でまとめたものはまだ用意できておりません。</p>
<p>【閉 会】</p>	
会長（市長）	<p>本日は、計画素案につきましてご熱心に御議論をいただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>今後の予定でございますけれども、明日から1ヶ月間、市民の皆様にはパブリックコメントを実施いたしたいと思っております。その後、協議会の各委員からの意見と各機関及び市民の皆様からいただきましたご意見を基に、計画案を修正し、来年1月に開催を予定しております3回目の協議会に計画修正素案をお諮りいたしまして、2月に4回目の協議会を開催し答申を頂ければと考えてございます。</p> <p>どうか宜しくお願いします。時間は限られておりますが、この計画を実効性のあるものとするために、なお努力して参りたいと考えておりますので、皆様のご協力を宜しくお願い申し上げ、本日の会議の御礼の挨拶とかえさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日はありがとうございました</p>
司会者（総務部長）	<p>以上をもちまして、第2回帯広市国民保護協議会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。</p>